

SIP 第1期追跡評価の実施方法について（案）

令和4年3月10日
SIP / PRISM 総括

1. 目的

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（以下、「運用指針」という。）において、SIPの制度及び課題について、終了後、一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行うとされている。

制度の追跡評価は制度の有効性等について行い将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる、課題の追跡評価は各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い改善方策の提案等を行う、とされている。

そのため、SIP第1期が終了して3年が経過する令和4年度に追跡評価を実施することとすることとし、令和3年度は特徴的な3つの課題を抽出して追跡評価の試行を実施した。

令和4年度は、追跡評価の試行の結果を踏まえた評価手法及び評価項目・基準に基づき、SIP第1期11課題全てについて追跡評価を実施し、成果の社会実装の推進や、次期SIP制度を始めとした科学技術・イノベーション政策への反映に取り組む。

2. 実施方法

（1）追跡評価ワーキンググループ（WG）の設置

SIP第1期の制度及び課題について追跡評価を行うためにガバナングボードの下に追跡評価WGを設置する。

（2）追跡評価WGでの検討方法

SIP第1期11課題全てについて、PDへのヒアリング、主要テーマへのアンケートおよびヒアリングを行い、課題ごとの評価をまとめる。その際、社会実装に向けた成果を可能な限り定量的・具体的に分かりやすく示すとともに、社会実装に至っていない場合にはその要因を分析し、課題関係者に対し改善方策等について提案する。

課題ごとの評価における制度面の情報を収集し、制度評価としてまとめる。別途実施する、次期SIPの制度設計等に関する有識者検討会議において制度評価の結果を報告し、次期SIPの制度設計に活用する。

（3）追跡評価WGメンバーについて

SIP関係者および外部有識者の複数名で構成する予定

○構成メンバー：大学（4名程度）、企業（3名程度）、コンサルティング

グ（1名程度）、弁理士（1名程度）

（4）追跡評価 WG の検討スケジュールについて

概ね以下を予定している。

- ・ 第1回：追跡評価実施内容確定
- ・ 第2回～4回：調査、情報分析報告、11 課題の評価討議
- ・ 第5回：追跡評価まとめ

以上